

平成28年5月26日
子ども・若者部子ども家庭課

児童相談所移管に関する動きについて

児童相談所移管に係る児童福祉法改正に伴う特別区長会での検討状況や今後の区の動きについて、下記のとおり報告する。

記

1 児童福祉法改正について

政府は、今国会に特別区が児童相談所を設置できる規定を加えた児童福祉法改正案を提出し、来年4月の施行を目指している。

2 特別区長会の検討状況

平成28年4月15日特別区長会総会にて、児童福祉法改正後の対応として、改正法により、国が5年間を目途に行う児童相談所の設置に係る支援等の必要な措置が講じられている間に、準備が整った区から、順次、児童相談所設置を目指すこととした。また、改正法成立後、速やかに、東京都に対し、希望する特別区への円滑な移管が行われるよう、特別区との協議と必要な支援の実施を申し入れるとともに、都区間、特別区間の連絡調整体制を整えることとした。(別紙参照)

また、5月16日特別区長会総会にて、児童相談所の移管を希望する区への取り組み、都との協議体制等、区長会の検討体制について確認された。(別紙裏面参照)

3 今後の区の動き

上記1, 2の動きを踏まえ、法改正後、速やかに移管に向けた準備を始める。